

株式会社愛知建築センター

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査手数料（案）

平成 30 年 8 月 1 日改定

戸建て住宅（税込み）

審査基準 確認申請と同時の場合		断熱等性能等級算定方法			
		①外皮の部位の面積等を用いて外皮性能を評価する方法の場合	②外皮の部位の面積等を用いず外皮性能を評価する方法の場合	③開口部比率による仕様基準の場合のうち、開口部比率が13%を超える仕様基準の場合	④開口部比率による仕様基準の場合 ※③を除く
耐震等級算定方法	評価方法規準 5-1-1 (3) ホによる場合で横架材、基礎がスパン表による場合※1 含む	40,000 円	32,000 円		35,000 円
	評価方法規準 5-1-1 (3) ホによる場合で横架材、基礎がスパン表以外による場合	45,000 円	37,000 円		40,000 円
	評価方法規準 5-1-1 (3) ニによる場合 ※1 を除く	50,000 円	42,000 円		45,000 円
	上記以外	65,000 円	57,000 円		60,000 円

※1 株式会社愛知建築センターが認めた構造計算書により大幅は作業時間を短縮できる場合

※2 STAN/3D の構造計算ソフトを使用して構造の安全性を検討している等、審査に相当の時間を要する物件

※2 平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合はお引き受けできません

※ 構造上 EXPJ 等、計算書が複数による場合は、算定書ごとに審査料を加算いたします。

設計性能評価を同時に行う場合	5,000 円
住宅性能認定住宅（構造の安定に係る認定を受けたもの）	25,000 円
型式住宅部分等製造者の認定を受けた住宅	

長期優良住宅技術的審査変更手数料（戸建て）

内容	手数料
変更内容が耐震審査必要かつ耐震審査が他の審査等で省略できない場合で変更内容が軽微と愛知建築センターが判断した場合	10,000 円
変更内容が耐震審査必要かつ耐震審査が他の審査等で省略できない場合で変更内容が上記以外と愛知建築センターが判断した場合	15,000 円
断熱等性能等級が計算による場合で変更内容が軽微でないと愛知建築センターが判断した場合	15,000 円
上記以外	5,000 円

※耐震審査が省略できる場合は以下が該当します。

確認申請に構造計算が添付され、耐震等級が当センターにおいて確認されていること。

住宅性能評価、フラット 35 等にて耐震等級が当センターにおいて確認されていること。

※ 変更一事項ごとの料金とし、複数変更の場合はその合計金額とします。

■ 適合証再発行料金(適合証 1 枚につき) 5,000 円

※ 上記にない手数料は別途お問い合わせください。